

令和3年11月25日

全世代型社会保障構築会議
座長 清家 篤 様
同 公的価格評価検討委員会
座長 増田 寛也 様

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則

公的価格・処遇改善に係る意見について

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護保険法における唯一のケアマネジメント専門職として、その重責を認識して努力を重ねてきました。利用者の自立支援に資するケアマネジメントの実践はもちろんのこと、医療・介護連携の促進や、介護保険以外のサービスへの対応、家族介護者の介護離職防止などの世帯全体への支援、災害時の被災者支援など、地域福祉の場面でもその役割は年々大きくなっています。

さらに、近年、認知症等に起因する生活課題の顕在化に伴い、入院時のサポートや見守り、介護保険以外の相談支援の機会が増え、介護支援専門員が必要に迫られて対応するケースも増加しております。

このように、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員、主任介護支援専門員の業務が拡大している中で、人材の確保は深刻な状況になっております。その一因として業務量と賃金の不均衡は言われてきているところです。既に賃金については、一部の年齢階層では、無資格者を含む介護職員との逆転現象も起きています。

今般、介護等の現場で働く者の収入増加を目的として設置された公的価格評価検討委員会では、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターをはじめ、各種の事業所・施設に勤務する介護支援専門員や主任介護支援専門員が、社会的な役割に見合った評価を得られる環境作りが必要と考えます。

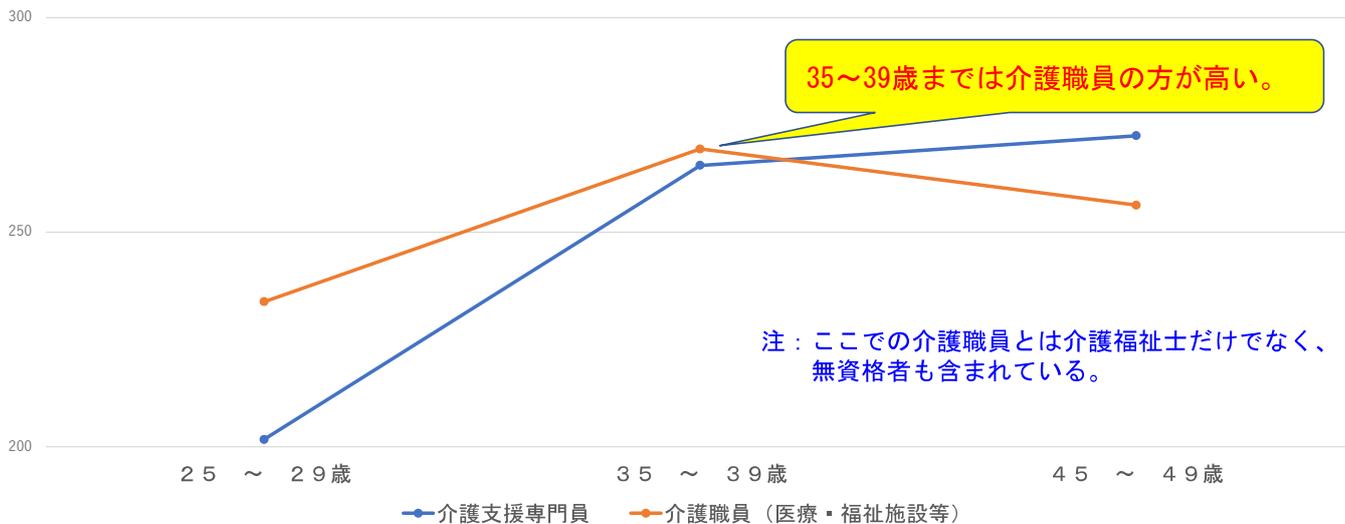
このため、公的価格・処遇改善の検討が行われるにあたり、介護支援専門員や主任介護支援専門員も同対象職種に加えていただきますよう、何卒ご配慮をお願いいたします。

以上

介護支援専門員と介護職員の処遇実態比較

一部の年齢階層では以下のような現象もおきている。

一般労働者対象での年齢階層別におけるきまって支給する現金給与額の比較（100～999人）



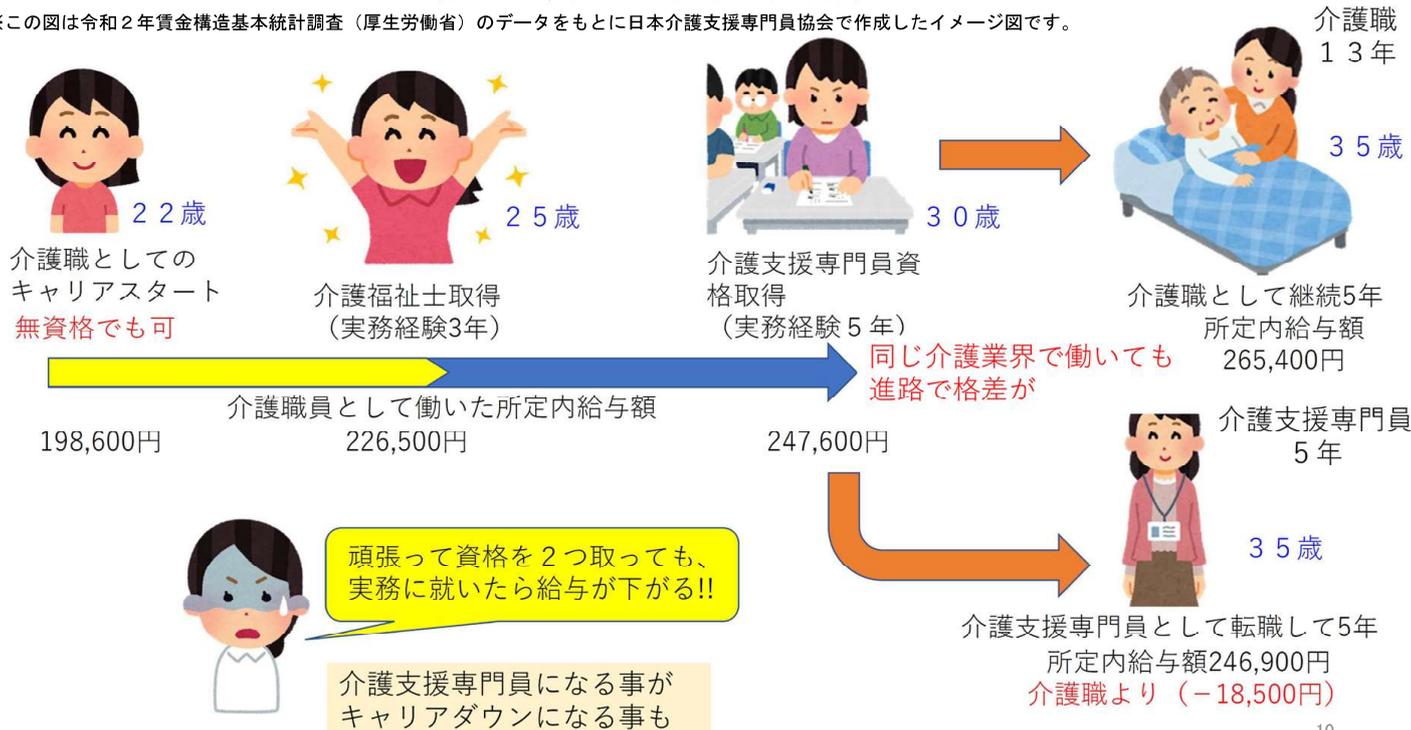
区分	25 ~ 29歳	35 ~ 39歳	45 ~ 49歳
介護支援専門員	201.7	265.6	272.5
介護職員（医療・福祉施設等）	233.8	269.4	256.3

©Japan Care Manager Association

※この資料の統計データは主に令和2年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）から引用しています。

(参考資料①) 30歳で介護支援専門員の資格をとっても・・・

※この図は令和2年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）のデータをもとに日本介護支援専門員協会で作成したイメージ図です。



©Japan Care Manager Association